

石川県「次世代自動車充電インフラ整備構想」

石川県のビジョンを次ページ以降に公開します。

石川県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【石川県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→石川県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《石川県》](#)
- ③確認書の作成 [《石川県》](#)
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・
[確認書](#)の交付 [《石川県→申請者》](#)
- ⑤申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された[管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、石川県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

石川県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：環境部温暖化・里山対策室 企画推進グループ
電話番号：076-225-1462

石川県次世代自動車充電インフラ整備構想

平成25年 6月
平成26年 3月 改定
平成26年10月 改定
平成27年 6月 改定
平成27年10月 改定

石 川 県

【構想策定の趣旨】

- 地球温暖化対策やエネルギー制約の高まりといった観点から、エネルギー効率が高く、二酸化炭素の排出が少ない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及が進められていますが、電気自動車はガソリン車に比べ、航続距離が短く、その普及には充電設備の一層の整備が必要となっています。
- 国（経済産業省）では、平成25年3月、充電設備に対するこれまでの補助制度の補助対象と補助率を拡充した「次世代自動車充電インフラ整備促進事業（次ページ参照）」を創設し、充電設備の整備を加速することとしています。
- 整備促進事業では、都道府県が策定する充電設備の整備構想に基づいて設置される場合には、補助率が引き上げられる制度になっていることから、県では、県内の充電設備の整備促進を図るため、国が示したモデルプランの考え方に沿い、必要設備数を算定するとともに、民間事業者などによる具体的な充電設備の整備計画等も参考にし、本構想を策定するものです。

【国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業の概要】

■ 整備の考え方

充電設備の購入費及び工事費について一部補助することにより、

- ① 目的地の途中で充電可能な「経路充電」の充実（主に急速充電設備を想定）
- ② 目的地における「目的地充電」の充実（主に普通充電設備を想定）

■ 補助率

公共性を有する充電設備の場合

→ 本体購入費の1/2＋工事費の定額
（上限あり）

さらに、都道府県が策定する整備構想

に基づく充電設備の場合

→ 本体購入費の2/3＋工事費の定額
（上限あり）

※ 公共性の要件

- ① 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること
- ② 充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用を条件としていないこと
- ③ 利用者を限定しないこと

※ 公共性を有さない充電設備については本体購入費の1/2＋工事費定額補助

マンションの駐車場、及び月極駐車場へ設置する充電設備については本体購入費の1/2＋工事費の定額の補助

※ その他、要件の詳細等は、一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ等を参照

【充電設備の整備の考え方】

- 急速充電設備**は、県中央部をはじめ、能登北部から南加賀まで県下一円に設置されており、ある充電設備で充電後、次の急速充電設備に到着する前に電気が切れてしまう地域、いわゆる充電の空白地域は解消されていますが、利用者の利便性向上の観点から、一層の整備が必要です。
- 普通充電設備**は、急速充電設備と同様、県下一円に設置されており、今後も利用者の利便性向上の観点から、一層の整備が必要です。

また、本県では世界農業遺産である能登地域に、Wi-Fi機能付きの充電スタンドを設置し、携帯端末を通じて観光情報を取得しつつ、PHVでドライブする「能登スマート・ドライブ・プロジェクト」を平成24年度より実施しており、今後は、のと里山海道のSA・PAへも整備を進めていきます。

【整備構想の策定方針】

- 国が示したモデルプランの考え方に沿って、必要整備数を算定し、加えて、民間事業者などが今後予定する充電設備の設置計画について広く募集し、これらを総合し、地域性を持たせた整備構想としました。
- 国の充電インフラ整備モデルプランを基に、県全体で必要な基数を算出し、既設を差し引き、新規に設置が必要な基数を算出しました。
- 今後、充電設備の設計計画数が多くなった場合等に、県の整備構想を見直すこととしています。⁴

【石川県次世代自動車充電インフラ整備構想の経緯】

● 県整備構想の策定 (H25. 6)

(H25.7.2 (一社) 次世代自動車振興センター承認)

市町別に新規整備基数(枠)を設定 計230基

方法

- ① 国の充電インフラの整備のモデルプランを基に、県全体で必要な基数を算出
- ② 既設を差し引き、新規に整備が必要な基数を市町単位で算出

<市町単位での設置計画基数設定方法>

- ・ 経路充電 : 市町別に乗用車の登録台数で按分
- ・ 目的地充電 : 市町別に主要な観光施設、大規模店舗、道の駅の施設数で按分

● 構想改定①の背景

民間による補助の拡充

- 自動車メーカー (トヨタ、日産、三菱、ホンダ) の共同支援プロジェクトを開始 (H25.11~H27.2)
 - ・ 本体購入費及び工事費に係る国補助以外の1/3 を補助
 - ・ 維持費 (電気料金等) の一部を補助 (8年間)
- JTBコーポレートサービスによる旅館・ホテルへの設置支援 (H25.12~H27.1)
場所と電気を貸してもらえれば、JTBが普通充電器を設置 (全国1000基以上)

国の補助期間の延長

- 補助申請期限: 平成27年2月27日 / 設置期限: 平成27年10月31日

● 構想改定① (H26. 3)

(H26.4.4 (一社) 次世代自動車振興センター承認)

市町別に新規整備基数(枠)を改定 計460基 (2倍)

<改定基準>

- ・ 新規整備基数 (枠) を2倍 (現状枠で十分な市町を除く)
- ・ 設置予定数の多い市町については、枠を更に加算

● 構想改定② (H26.10)

(H26.10.10 (一社) 次世代自動車振興センター承認)

市町の新規整備基数(枠)を改定 (位置付け確認状況から今後の整備基数を推計)

※ 県全体の新規整備基数 (枠) の総数は変更しない

● 構想改定③の背景

国の補助期間の延長

- 補助申請期限: 平成27年12月28日 / 設置期限: 平成28年2月12日

国の補助制度の拡充

- 充電設備設置に係る工事費を定額補助 (従来補助は2/3または1/2、もしくは補助なし)
- 道の駅、高速道路等に設置される充電設備は、購入費、工事費ともに定額補助 など

● 構想改定③ (H27.6)

(H27.6.9 (一社) 次世代自動車振興センター承認)

市町の新規整備基数(枠)を改定 (位置付け確認状況から今後の整備基数を推計)

※ 県全体の新規整備基数 (枠) の総数は変更しない

● 構想改定④の背景

民間による支援の延長・拡充

- JTBコーポレートサービスによる支援の延長
- 日本充電インフラによる道の駅を対象とした「E-OASISプロジェクト」の開始
 - ・ 場所と電気基本料の負担のみで充電器を設置

● 構想改定④ (H27.10)

(H27. . (一社) 次世代自動車振興センター承認)

市町の新規整備基数(枠)を改定 (位置付け確認状況等から今後の整備基数を推計)

※ 県全体の新規整備基数 (枠) の総数は変更しない

【石川県次世代自動車充電インフラ整備構想】

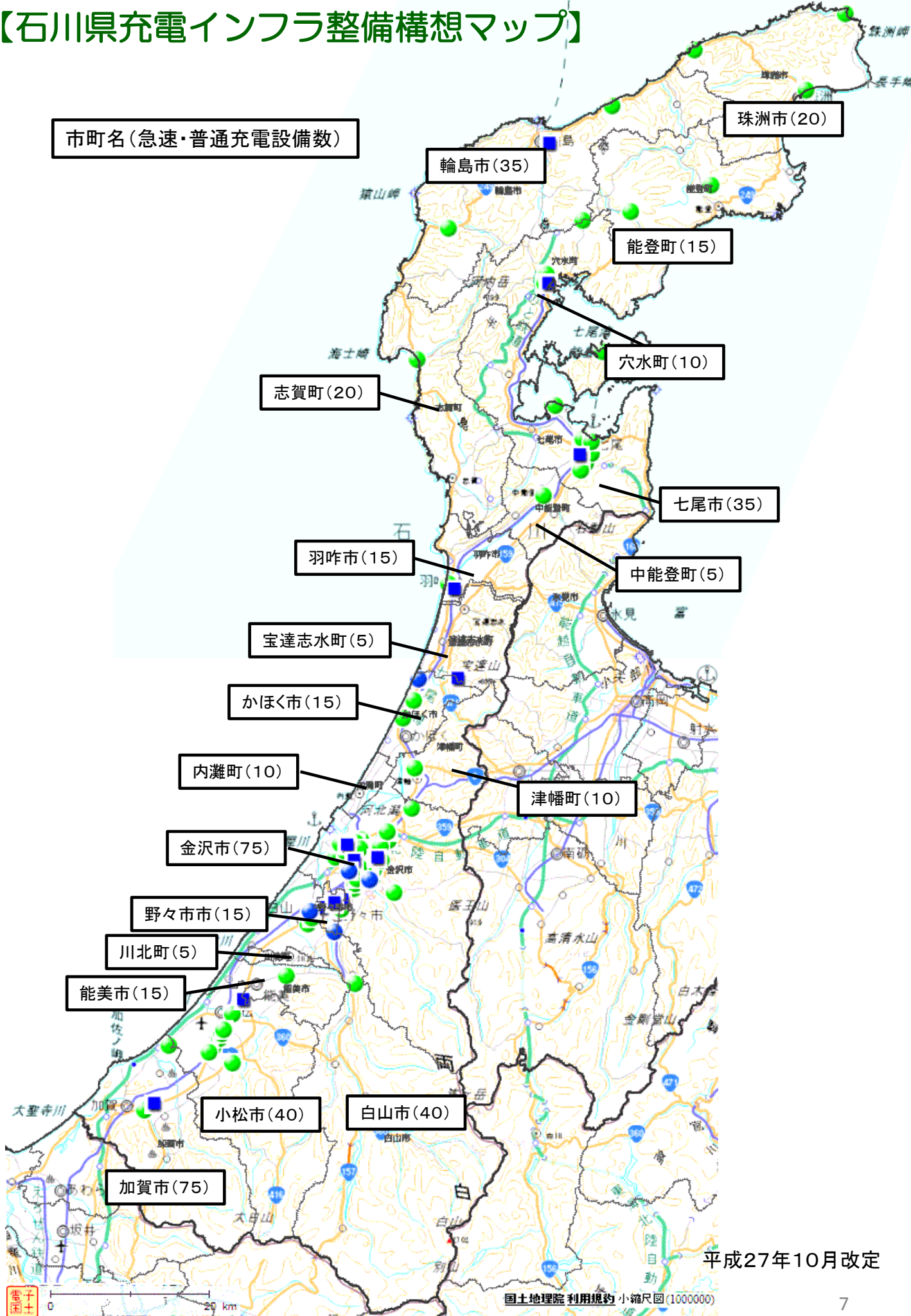
石川県の整備構想は以下のとおりです。

市町名	急速・普通 充電設備数 (H27.6改定からの増減)
金沢市	75 (-)
七尾市	35 (+5)
小松市	40 (-)
輪島市	35 (-)
珠洲市	20 (-5)
加賀市	75 (+5)
羽咋市	15 (-)
かほく市	15 (-)
白山市	40 (-)
能美市	15 (-)

市町名	急速・普通 充電設備数 (H27.6改定からの増減)
野々市市	15 (-)
川北町	5 (-5)
津幡町	10 (-)
内灘町	10 (-)
志賀町	20 (-)
宝達志水町	5 (-)
中能登町	5 (-)
穴水町	10 (-)
能登町	15 (-)
県全体	460 (-)

【石川県充電インフラ整備構想マップ】

市町名(急速・普通充電設備数)



平成27年10月改定

国土地理院 利用規約 小縮尺図(1000000)

次世代自動車充電インフラ整備促進事業

平成26年度補正予算額 **300.0億円**

事業の内容

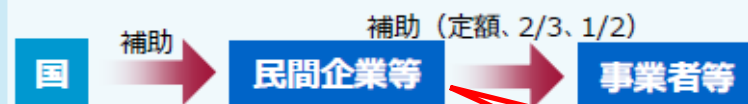
事業目的・概要

- 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ります。
- 具体的には、充電器等の購入費及び工事費を補助することにより、①目的地への途中で充電可能な「経路充電」の充実（高速道路SA/PA、道の駅、コンビニ等）②目的地における「目的地充電」の充実（ショッピングセンター等）③マンション・月極駐車場及び従業員駐車場等の充電設備（「基礎充電」）の充実④自立的なインフラ整備を推進するため、充電器課金装置の整備加速を図る。

成果目標

- 「日本再興戦略改訂2014」における、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする目標の実現に向けて、普及に不可欠な充電インフラの倍増を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



一般社団法人 次世代自動車振興センター
電話：03-5501-4415（充電インフラ補助 コールセンター）
HP：<http://www.cev-pc.or.jp>

事業イメージ

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を加速させるため、以下の充電器について購入費及び工事費の一部補助を通じて、充電インフラを計画的・効率的に整備。

- 事業メニュー1 自治体の計画に基づく充電器の設置
- 事業メニュー2 自治体の計画に基づかないものの、公共性を有する充電器の設置
- 事業メニュー3 マンション・月極駐車場及び従業員駐車場等への充電器の設置
- 事業メニュー4 事業メニュー1～3以外の充電器の設置
- 事業メニュー5 自立的なインフラ整備に不可欠な課金装置の設置等

【設置場所のイメージ】

（急速充電器）

（普通充電器）



「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」補助金について(例示)

急速充電設備導入費用(例)
 設置工事費:240万円
 本体購入費:210万円
 計:450万円

設置施設(例)	公共性の有無(※1)	ビジョンへの位置付け(※2)	急速充電設備導入費用(例)			計(単位:万円)			備考	
			設置工事費(240万円)	本体購入費(210万円)		導入費用	補助金額	自己負担額		
・道の駅 ・ショッピングセンター ・コンビニ ・ガソリンスタンド ・コインパーキング ・宿泊施設 等	○	○	定額	2/3補助	自己負担	450	380	70	「道の駅」は、購入費・工事費ともに定額補助	
	○	×	定額	1/2補助	自己負担	450	345	105	「高速道路」は、購入費・工事費ともに定額補助	
・マンション、アパート ・月極め駐車場 ・従業員駐車場 等	×	-	定額	1/2補助	自己負担	450	345	105	充電用コンセントは機械式駐車場以外への設置も対象	
			定額	1/2補助	自己負担	450	345	105		
・上記以外(個人住宅、法人事務所等)	×	-	定額	自己負担(※3)	1/2補助	自己負担	450	115	335	工事費上限額 ・急速充電器 10万円 ・普通充電器 5万円

※1 公共性とは、以下の全ての条件を満たしているもの。

①公道から誰もが自由に出入りできる場所。②他のサービス(飲食等)の利用を条件としていない。③利用者を限定しない。

※2 ビジョンとは、自治体等が充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所を示すもの。県では「石川県次世代自動車充電インフラ整備構想(H25.6)」を策定。

※3 個人住宅等への充電設備導入は、通常、上記で想定している自立式スタンドではなく、工事費等の安価なコンセントスタンドが一般的であり、自己負担額は、上記よりも大幅に低減されることが想定される。